

宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告示

ページ

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正	（情報政策課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（同）	五
○平成二十五年ブルセラ病及び結核病の検査の実施	（畜産課）	五
○平成二十五年度ヨーネ病の検査の実施	（同）	五
○平成二十五年度アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	（同）	六
○平成二十五年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	（同）	六
○平成二十五年度豚コレラの検査の実施	（同）	六
○平成二十五年度オースキー病の検査の実施	（同）	六
○平成二十五年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	（同）	七
○平成二十五年度馬伝染病貧血の検査の実施	（同）	七
○平成二十五年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	（同）	七
○平成二十五年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の検査の実施	（同）	八
○平成二十五年度腐蝕病の検査の実施	（同）	八
○平成二十五年度ヒロプラズマ病の検査の実施	（同）	八
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	（農村振興課）	九

地の指定

○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	九
○林業種苗生産事業者の登録	（同）	九
○区画漁業権の変更の免許	（森林整備課）	一〇
○道路の区域変更	（水産業振興課）	一〇
○道路の供用開始（三件）	（道路課）	一〇
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定	（同）	一〇
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	（同）	一一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）	（都市計画課）	一一
○都市計画事業の認可	（同）	一一
○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（同）	一一
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（下水道課）	一一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）	（情報システム課）	一三
○宮城県公報第二四四〇号中	（同）	一七

告 示

○宮城県告示第二百三十一号
平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十六日から施行する。

平成二十五年三月二十六日

一を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 情報通信技術利用規則第四条第一項に規定する告示で定める申請等は、次に掲げる法令又は条例等の規定に基づく申請等とする。

1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第七条第一項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項、第十三条第一項、第二十二条第一項、第二十四条第一項及び第二十六条第一項から第三項まで

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八

号) 第八条第三項及び第四十二條第四項

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号) 第三百三条、第百六条第二項、第二百十條第一項、第二百四條、第二百五條第一項及び第三項並びに第一百七條第三項

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十九号) 第三十三條第一項

5 情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号) 第四條(同条例第二條第一項に規定する実施機関のうち県が設立した地方独立行政法人並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社に対する申請等にあつては、知事の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う場合に限る。)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第五十三條第四項及び第四十五項

7 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号) 第二十四條の三第一項(第二十四條の四の二及び第二十四條の五において準用する場合を含む。)、及び第二十四條の四第一項(第二十四條の四の三第一項において準用する場合を含む。)

8 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号) 第三十條(第四十八條の十六において準用する場合を含む。)、情報通信技術利用規則の定めるところにより電子情報処理組織を使用して宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号) 第三十條又は第四十四條各項の規定により申請等を行う場合に限る。)

9 宮城県県税条例第三十條、第三十二條の三各項、第四十四條各項並びに第五十條第一項及び第二項

10 宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号) 第四十條の二第一項及び第三項

11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号) 第二十二條第三項(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号) 附則第十九條の規定によりなおその効力を有するとされる同法附則第十八條の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十三條第一項において準用する場合を含む。)

12 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号) 第六條第一項、第七條第一項及び第八條第一項並びに第十一條及び第十二條第三項(第十七條の十三第三項第二項及び第十八條の十三第三項において

て準用する場合を除く。)

13 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号) 第五條各項、第六條第一項、第七條、第十條及び第十一條第三項

14 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号) 第五條第三項

15 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号) 第十二條第三項

16 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第九條第二項

17 自然公園法施行規則(昭和三十一年厚生省令第四十一号) 第十條第一項(自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号) 第二十條第三項第一号、第二号及び第十号の許可に係るものに限る。)

18 県立自然公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十号) 第十條第五項(同条第三項第一号、第二号及び第九号の許可に係るものに限る。)

19 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第十條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第四項及び第二十九條

20 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十條の二(第五十四條の二第四項及び第五十五條において準用する場合を含む。)

21 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十條第一項、第十條の二第一項、第十四條第三項及び第十五條

22 人口動態調査令(昭和二十一年勅令第四百四十七号) 第五條第一項

23 調理師法(昭和三十三年法律第四百七号) 第五條の二第一項

24 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第四十七條から第四十九條まで

25 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号) 第三十二條

26 薬事法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第八十一号) 第七條第二項

27 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号) 第七條第一項及び第九條第一項

28 漁港管理条例施行規則(平成元年宮城県規則第四十二号) 第五條第一項から第四項まで

29 道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第三十二條第二項(同条第三項の許可を受けようとする場合を含む。)(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号) 第十七條第一項第八号の規定により宮城県道路公社が県に代わって行う道路法第三十二條第一項又は第三項の許可に係るものを除く。)

〇四二二二〇〇一五九	四十六番地	さわべホーム 栗原市金成大林寺沢 三番九号	共同生活介護	社会福祉法人 栗原秀峰会	平成二十四年 十月一日
〇四二二二〇〇一八七	社会福祉法人栗原市 社会福祉協議会共同 生活介護事業所ケア ホームふきのとう 栗原市築館源光九十 四番五号	共同生活介護	社会福祉法人 栗原市社会福 祉協議会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二四〇〇一一〇	矢本愛育会ケアホ ム 東松島市矢本字太子 前三百二十四番地三	共同生活介護	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二五〇〇二二六	グループホームなの はな 大崎市三本木蟻ケ袋 字混内山一番地六	共同生活介護	社会福祉法人 永楽会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二五〇〇二二四	さくら 大崎市古川駅前大通 一丁目五番十八号	共同生活援助	社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二五〇〇二二二	ケアホームあじさい 大崎市鹿島台平渡字 杉ケ崎四番三十三	共同生活援助	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二五〇〇二四〇	ケアケアサービス テイション 大崎市古川駅前大通 一丁目五番十八号	共同生活援助	社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二五〇〇二六五	グループホームあざ み 大崎市古川稲葉大江 向七十四番一号	共同生活援助	医療法人 愛生会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二二〇〇〇三二	グループホーム七ヶ 宿こもれびの家 刈田郡七ヶ宿町字猫 二十三番地一	共同生活介護	社会福祉法人 宮城福祉会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二二〇〇〇四〇	遠刈田ホーム 刈田郡蔵王町遠刈田 温泉字新地東裏山十 五番百九号	共同生活援助	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二二〇〇〇五七	蔵王ホーム 刈田郡蔵王町円田字 南境十六番六号	共同生活援助	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二二〇〇一四七	たてやまホーム 柴田郡柴田町船岡西 二丁目十一番六号	共同生活介護	社会福祉法人 福寿会	平成二十四年 十月一日	
〇四二二二〇〇一五四	グループホーム多機 能型地域ケアホーム	共同生活介護	社会福祉法人 常盤福祉会	平成二十四年 十月一日	

〇四二二二〇〇一六二	つきのき 柴田郡柴田町槻木上 二丁目一番地三十	共同生活援助	医療法人 清山会	平成二十四年 十月一日
〇四二二二〇〇一七〇	村田ホーム 柴田郡村田町村田字 西田七十三番二号	共同生活介護	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十四年 十月一日
〇四二二二〇〇一八八	柴田ホーム 柴田郡柴田町東船迫 二丁目四番地十五	共同生活介護	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十四年 十月一日
〇四二二二〇〇一九六	槻木ホーム 柴田郡柴田町槻木 西二丁目六番二十号	共同生活介護	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十四年 十月一日
〇四二二二〇〇二〇四	さくら荘 柴田郡柴田町北船岡 一丁目七番十五号	共同生活援助	医療法人 友愛会	平成二十四年 十月一日
〇四二二二〇〇二二二	あつたが荘 柴田郡川崎町大字前 川字堀切十三番地十 三	共同生活援助	特定非営利活 動法人 ガヤン・ベッチャ	平成二十四年 十月一日
〇四二二四〇〇〇八五	グループホームほつ と 巨理郡山元町坂元字 寺前二十五番地	共同生活援助	山元町	平成二十四年 十月一日
〇四二二六〇〇〇九八	グループホームみの り 宮城郡松島町高城字 町百八十六番二号	共同生活介護	社会福祉法人 松の実福祉会	平成二十四年 十月一日
〇四二二七〇〇一六一	ホーム輝 刈田郡大和町吉岡字 中町三十二	共同生活介護	社会福祉法人 永楽会	平成二十四年 十月一日
〇四二二七〇〇一七九	とみやホーム 黒川郡富合町日吉台 二丁目二十八番八号	共同生活援助	特定非営利活 動法人 ふれあ	平成二十四年 十月一日
〇四二二七〇〇一八七	ひなた 黒川郡大和町吉岡字 南金谷下八番七号	共同生活介護	社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	平成二十四年 十月一日
〇四二二七〇〇二〇三	街喫茶とさん 黒川郡大和町吉岡字 館下四十七番	共同生活介護	特定非営利活 動法人 黒川こころの応援団	平成二十四年 十月一日
〇四二二六〇〇〇四八	希望が丘 本吉郡南三陸町歌津 字菅の浜八十番地四	共同生活援助	特定非営利活 動法人 ハートモ	平成二十四年 十月一日

○宮城県告示第二百三十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二〇〇三五四	特定非営利活動法人虹の駅 栗原市志波姫南堀口七十番地	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人虹の駅	平成二十五年四月一日
○四五二〇〇三六一	栗原市立はげまし学園 栗原市築館藤木四番五十三号	児童発達支援	栗原市	平成二十五年四月一日

○宮城県告示第二百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、白石市、大和町、大郷町、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、色麻町、栗原市（旧志波姫町及び旧花山村の区域）、登米市（旧登米町の区域）、南三陸町及び石巻市（旧北上町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 共同牧野等に放牧する牛

5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ―ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、白石市、大和町、大郷町、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、色麻町、栗原市（旧志波姫町及び旧花山村の区域）、登米市（旧登米町の区域）、南三陸町及び石巻市（旧北上町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、大河原町、柴田町、丸森町、名取市、松島町、富谷町、大崎市（旧岩出山町及び旧鳴子町の区域）、栗原市（旧若柳町及び旧金成町の区域）、気仙沼市、登米市（旧東和町及び旧石越町の区域）及び石巻市（旧河南町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 4 1又は3の牛と同一施設内で飼育している牛
- 5 共同牧野等に放牧する牛
- 6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家

畜保健衛生所長が指定する日
五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法
○宮城県告示第二百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

一 実施の目的
宮城県知事 村 井 嘉 浩

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察

二 実施する区域
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
血清学的検査

○宮城県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

一 実施の目的
宮城県知事 村 井 嘉 浩

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域
県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

四 実施の期日
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

一 実施の目的
宮城県知事 村 井 嘉 浩

豚コレラの発生予防

二 実施する区域
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成十八年三月三十一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オースキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚

3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

六週齢以上の家きん（飼養羽数が百羽以上（ただしうは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清抗体検査

○宮城県告示第二百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

1 臨床検査及び血清抗体検査

2 その他必要な検査

○宮城県告示第二百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬伝染性貧血の発生予防

四 実施の期日

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）に基づいて競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬
- 6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

- 1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第一百九号）で定める種畜
- 2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一及び病性鑑定指針（平成二十年六月二日付け二十消安第八百八十号農林水産省消費・安全局長通知）並びに種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家セ第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第二百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射、薬浴又は投薬（以下「注射等」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射等を受けるべき旨を命ずる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ピロプラズマ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

共同牧野等で放牧飼養される牛

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射等の別及びその方法

薬浴

○宮城県告示第二百四十六号

県営大曲地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年三月二十六日から平成二十五年四月二十三日まで

三 縦覧場所

東松島市役所、東松島市役所鳴瀬庁舎

○宮城県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業川北2期地区について樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地積を特に減じて換地を定める土地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 [㎡]	特に減ずる地積 [㎡]
栗原市	若柳	川北荒町東	五〇	田	田	六七九	一六
			五五	田	田	五六七	一三
			六七	田	田	三四〇	一一
			六九	田	田	六四八	一一
			七〇	田	田	三〇七	〇
			七七	田	田	一三四三	六
			七八	田	田	一九四	二
			一八九	田	田	〇二四	六
			一六	田	田	一九八	三
			四九	田	田	九九八	七
			一三九	田	田	〇二四	三
			一四	田	田	二〇九	一
			九・一	田	田	一四五	六
			四一	田	田	五八一	七
			八〇	畑	畑	六五〇	三
			一三三	畑	畑	〇一〇	三
			三七	田	田	九七七	一
			一三	田	田	一九四	二
			一四	田	田	五三二	二
			一〇	田	田	二二七	四
			四二	田	田	〇三二	八
			二五	田	田	一八二	三
			二八	田	田	九九九	三
			二九	田	田	六八七	五
			一	田	田	七三七	八

○宮城県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

尾松第2地区

二 処分の年月日

平成二十五年三月十五日

○宮城県告示第二百四十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 宮城第一 百八十三 号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所 大友 俊一 名取市下増田字北原東 五百	生産事業の内容		事業所の名称及び 所在地 大友 俊一 名取市下増田字北原 東	登録年月日 平成二十五年 三月十九日
		種 穂	苗木の育		
		種穂の採 取及び精 選	成木の育 成		

○宮城県告示第二百五十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二條第一項の規定により、区画漁業権の変更に
ついで次のとおり免許した。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許番号 区第3412号	漁業の種類、名称 及び時期並びに漁 場の位置及び区域 平成24年12月25日 付け宮城県告示第 975号の内容のと おり	制限又は条件 平成24年12月25日 付け宮城県告示第 975号の内容のと おり	存続期間 平成25年3月26日 から 平成25年8月31日 まで	漁業権者の住所 及び氏名 (法人にあっては、 名称) 仙台市開成1番27 号 宮城県漁業協同組 合
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	----------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

○宮城県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙
台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 四百五十七号

三 道路の区域

変更の区間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
黒川郡大和町吉田字八反田上一五番地先か ら 同町吉田字八反田上一九番地先まで	一四・〇 一六・〇	一四・〇 一八・五	一七六・八	一七六・八

○宮城県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙
台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路 類の	路 線 名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四百五十七 号	黒川郡大和町吉田字八反田上一五番地先から 同町吉田字八反田上一九番地先まで	平成二十五年 四月一日 午後二時

○宮城県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙
台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路 類の	路 線 名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	仙台松島線	宮城県松島町高城字反町三三番三一地先から 同町高城字反町三三番二九地先まで	平成二十五年 三月二十七日 午前十時

○宮城県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	小牛田松島線	宮城県松島町高城字反町五一番一地从先から同町高城字石田沢一四番五地先まで	平成二十五年三月二十七日午前十時

○宮城県告示第二百五十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の類	路線名	区 間	指定する期日
県道	塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字岡江西一一番一地从先から同町吉岡字道下一一番一まで	平成二十五年四月一日

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意す

ること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保持せ、交通の危険を防止するため、縦〇・二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で、「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○宮城県告示第二百五十六号

女川町から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百五十七号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 浦宿第一下水路、浦宿第二下水路（一号、二号、三号）、日蔵川下水路、女川第一下水路、女川第二下水路、鷲神下水路、鷲神下水路（枝線一）、十二神下水路及び石浜下水路

二 都市計画の変更の種類

廃止

<p>三 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課） ○宮城県告示第二百五十八号 女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成二十五年三月二十六日</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 1 種類 石巻広域都市計画下水道 2 名称 女川町流域関連公共下水道</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課） ○宮城県告示第二百五十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。 平成二十五年三月二十六日</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・五・百九十号植松田高線</p> <p>二 施行者の名称 宮城県 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 宮城県名取市飯野坂四丁目及び小山一丁目地内 2 使用の部分</p>	<p>三 縦覧場所 なし</p> <p>○宮城県告示第二百六十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。 平成二十五年三月二十六日</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・一・百三十一号八幡築港線</p> <p>二 施行者の名称 宮城県 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 事務所の所在地 宮城県</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百六十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。 平成二十五年三月二十六日</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 巨理都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・四・五号駅前大通線及び三・四・一号一國幹線</p> <p>二 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

「山元都市計画下水道事業」

2 名称

山元町特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成二年一月三十日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二年一月三十日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県人事給与総合システム運用機器の賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十五年八月一日から平成三十年七月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合）、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

9 本業務の仕様書に基づき調達を予定している機器等の資料一覧を提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課システム管理班（担当 金子 真也 電話〇二二・二二一・二四七六）

2 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十五年三月二十六日（火）から四月十五日（月）までの土曜日及び日曜日並びに祝日を

除く毎日の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。

3 入札書の提出期限等

イ 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十五年五月十三日（月）午前九時から十七日（金）午後五時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限 平成二十五年五月十七日（金）午後五時まで（郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）。

ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。

4 開札の日時及び場所

平成二十五年五月二十日（月）午後一時 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報システム課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書の作成の要否 要

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Service Required : Lease of an office computer and client terminals (Including installation of operating system and applications and maintenance of devices) - 1 set
- 2 Period of Contract : August 1, 2013 to July 31, 2018
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office
- 4 Deadline for Bid : May 17, 2013, 5 : 00 p.m.
- 5 Place and Time for Bid Selection : May 20, 2013, 1 : 00 p.m. Information System Division, 3rd floor, Miyagi Prefectural Government Office Building
- 6 Contact Person : Shinya Kaneko, System Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2476

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県財務・庶務等システム機器設備等提供保守業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 契約の日から平成三十年十二月三十一日
- 4 履行場所 宮城県行政庁舎内

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 富士通製IPKNOWLEDGE庶務業務V2のパッケージソフトを用いて過去五年以内に開発またはカスタマイズ業務を行った実績があること。

9 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

10 業務を共同して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が2に該当し、かつ1及び3から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年四月十九日（金）午後五時までに申請すること。ただし、郵送による場合は、書留にて平成二十五年四月十九日（金）までに必着のこと。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限

宮城県震災復興・企画部情報システム課システム管理班（電話〇二二・二二一・二四七六）

4 一般競争入札参加資格審査

平成二十五年四月十五日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年四月八日（月）まで2あて必着のこと。

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十五年五月十四日（火）午前九時から平成二十五年五月二十日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年五月二十日（月）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合 配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年五月二十一日（火）午後一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報システム課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免
 税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載
 する。]

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を
 落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対
 象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年
 度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Service Required : Lease and maintenance of Miyagi Prefectural financial/general affairs
 system device . 1 Set
- 2 Period of Contract: January 1, 2014 to December 31, 2018
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office
- 4 Deadline for Bid : May 20, 2013, 5 : 00 p.m.
- 5 Place and Time for Bid Selection : May 21, 2013, 1 : 00 p.m. Information System Division, 3rd
 floor, Miyagi Prefectural Government Office Building
- 6 Contact Person : Hiroaki Kawamura, System Management Section, Information System
 Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural
 Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2476

正 誤

○宮城県公報第 二四四〇号 (平成二十五年三月十五日付け) 中

ページ

段

行

正

誤

八

上

八

平成二十五年四月一日

平成二十四年十二月七日